

○湯沢町消火栓保護ボックス設置費補助金交付要綱

平成20年3月25日

要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、町内会等が行う消火栓保護ボックス（格納箱付）の設置に対して、湯沢町補助金交付規則（平成20年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱の補助金の補助対象者は、湯沢町にある消火栓に保護の必要な町内会とする。

(補助対象条件)

第3条 補助を受ける町内会は、原則として次の要件を備えていなければならない。

- (1) 一会計年度内に完了するものであること。
- (2) 厳正的確に実施されるものであること。
- (3) 消火栓保護ボックスの設置後の管理がしっかり行われること。

(補助の改廃等)

第4条 補助を受けるにあたり次の各号の一に該当した場合は、速やかにその旨を町長に届け出て指示を受けなければならない。

- (1) 補助を中止し、又は廃止する場合。
- (2) 消火栓保護ボックスの設置が予定の期間内に完了しない場合、又は補助の遂行が困難となった場合。
- (3) 全各号に定めるもののほか、届出が必要な事項。

(補助率及び補助限度額)

第5条 消火栓保護ボックスの設置にかかる経費に対する補助金の補助率は2分の1以内とする。

2 消火栓保護ボックスの設置にかかる経費の補助金額は、予算の定める範囲内

で行うものとする。

(消火栓保護ボックスの規格)

第6条 消火栓保護ボックスの規格は別図のとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、その都度主管課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。